政令第百八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「高齢・障害者雇用対策部」を「雇用開発部」に改める。

第八条第二項第二号中「第八十条第六号」を「第七十九条第六号」に改め、同項第四号中「第八十条第二号」を「第七十九条第二号」に改め、同条第三項中「高齢・障害者雇用対策部」を「雇用開発部」に、「、第五号及び第十一号」を「から第六号までに掲げる事務、同項第七号及び第八号に掲げる事務（派遣・有期労働対策部の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第一項第三号に掲げる事務のうち港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

第七十三条第一項中「高齢・障害者雇用対策部」を「雇用開発部」に、「四課」を「三課」に改め、「雇用開発課」を削り、同条第三項中「高齢・障害者雇用対策部」を「雇用開発部」に、「二課」を「三課」に、「高齢者雇用対策課」を「雇用開発企画課　高齢者雇用対策課」に改める。

第七十四条第二号及び第七十五条第二号中「高齢・障害者雇用対策部」を「雇用開発部」に改める。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条　削除

第七十八条を削り、第七十九条を第七十八条とし、第八十条を第七十九条とし、第八十一条を第八十条とし、第八十二条を第八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（雇用開発企画課の所掌事務）

第八十二条　雇用開発企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　雇用開発部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

三　雇用機会の確保に関すること（派遣・有期労働対策部及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

四　雇用管理の改善に関すること（派遣・有期労働対策部及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

五　港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

六　職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

七　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援護措置に関すること。

八　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第六条第一項に規定する高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に関すること。

九　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

十　失業対策に関すること。

十一　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の組織及び運営一般に関すること。

十二　前各号に掲げるもののほか、雇用開発部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第八十三条第一号を削り、同条第二号中「こと」の下に「（雇用開発企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号中「職業指導に関すること」の下に「並びに雇用開発企画課の所掌に属するもの」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「こと」の下に「（雇用開発企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第五号から第八号までを削る。

第八十四条第二号及び第三号中「高齢者雇用対策課」を「雇用開発企画課」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（労働政策審議会令の一部改正）

2　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条ただし書中「高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課」を「雇用開発部障害者雇用対策課」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の一部改正）

3　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課」を「雇用開発部雇用開発企画課」に改める。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第一項第二十二号、第二十三号」を「第一項第二十三号」に改める。

第十二条第一項中「九人」を「八人」に改める。

第二十二条に次の一号を加える。

五　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関すること。

第二十八条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三